

漁業法（昭和27年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、徳島県漁業調整規則（昭和40年2月10日徳島県規則第5号）第3条第1項第5号に掲げる機船船びき網漁業につき、徳島県漁業調整規則第10条第1項に基づき、制限措置並びに申請期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
1	さより船びき網漁業	共同漁業権共第38・40号の漁場区域	12月1日から4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数以内ただし、瀬戸内海機船船びき網漁船との兼用を認める。	5トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内ただし、瀬戸内海機船船びき網漁船との兼用を認める。	1	県内に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月24日から同年5月24日まで